

多機能型事業（就労継続支援B型・生活介護）

運 営 規 程

ひ よ り 舎

ひより舎 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（以下「当会」という。）が設置するひより舎（以下「当事業所」という。）が実施する指定多機能型事業（多機能とは指定就労継続支援B型事業および指定生活介護事業の併営をいう。以下「本事業」という。）について、本事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、就労継続支援B型事業においては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の提供を適切かつ効果的に行うものとする。

2 当事業所は、生活介護事業においては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作活動又は生産的活動の機会の提供、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を適正かつ効果的に行う。

3 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 本事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 当事業所は、関係法令を遵守し本事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：ひより舎
- (2) 所在地：京都府南丹市日吉町保野田垣ノ内 5 番地 10

(利用定員)

第4条 当事業所の利用定員は、1日あたり20名とする。

就労継続支援B型事業 1日あたり12名とする。

生活介護事業 1日あたり 8名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 就労継続支援B型事業の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、事業計画の作成のほか、当事業所の利用申込に係る調整、職員に対する技術的指導等のサービス内容の管理等を行う。

- (3) 職 業 指 導 員 1名以上

職業指導員は、事業計画に基づき、適切な就労継続支援の提供を行う。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 生 活 支 援 員 1名以上

生活支援員は、利用者の日常生活上の支援を行う。

職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1名以上は常勤とし、その総数は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められた員数を配置する。

2 生活介護事業の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名以上

サービス管理責任者は、事業計画の作成のほか、当事業所の利用申込に係る調整、職員に対する技術的指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 看 護 職 員 1名

看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理に関する支援を行う。

(4) 生 活 支 援 員 1名以上

生活支援員は、利用者の日常生活上の支援を行う。

生活支援員は1名以上常勤とし、その総数は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められた員数を配置する。

(営業日及び営業時間)

第6条

(1) 営 業 日：月曜日から金曜日

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 休業日は、土曜日、日曜日及び国民の食実に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日、および12月29日から1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、必要かつやむを得ない理由があるときは、管理者は、当会会長の承認を得て営業日若しくは営業時間又は休業日を変更することができる。

(本事業の内容)

第7条 就労継続支援B型事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労の機会の提供

(2) 生産活動の機会の提供

(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供

(4) 職場実習の実施、受入先の確保

(5) 公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援

(6) 適性や要望に応じた職場開拓

(7) 職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続

(8) 健康管理

(9) 送迎サービス

2 生活介護事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 相談及び援助

(2) 必要に応じた身体等の介護

(3) 機能訓練等日常生活上の支援

(4) 軽作業等の生産的活動、創作的活動

(5) その他身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とする支援

(6) 健康管理

(7) 送迎サービス

(生産活動)

第8条 当事業所は、指定就労継続支援B型及び指定生活介護における生産活動（以下、この条文において「活動」という。）の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うよう努めるものとする。

- 2 当事業所は、活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないよう配慮するものとする。
- 3 当事業所は、活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。
- 4 当事業所は、活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(工賃の支払い)

第9条 当事業所は、指定就労継続支援B型及び指定生活介護の生産活動に従事した利用者に対し、生産活動における収入から必要な経費を控除した額に相当する金額の範囲内で、工賃を支払うものとする。

- 2 当事業所は、指定就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の自立した日常生活又は、社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 当事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、本事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、本事業のサービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 当事業所は、本事業のサービスを提供するときは、利用者が希望する当該事業の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した本事業の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとする。

- 2 当事業所は、本事業の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を、援護の実施者たる関係市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 当事業所は、正当な理由なく本事業の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第13条 当事業所は、本事業の利用について関係市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について、都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、南丹市全域とする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 当事業所は、本事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ

るものとする。

(受給資格の確認)

第16条 当事業所は、本事業の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給申請に係る援助)

第17条 当事業所は、利用者が希望する本事業に係る支給決定を受けていない障害者からの利用の申込みがあった場合は、利用申込者の意向を踏まえて、速やかに訓練等給付の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第18条 当事業所は、本事業の提供に当たっては、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に先立ち、利用者、その家族及び関係市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第19条 当事業所は、本事業を提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 前項の記録に際しては、利用者から本事業を提供したことの確認を受けるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第20条 サービスの利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に管理者に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を図るものとする。

(利用の申込み)

第21条 当事業所の利用を希望する者は、障害福祉サービス受給者証（写し）を添えて利用申請書を当事業所に提出するものとする。

(利用契約)

第22条 当事業所は、利用を認めた者に対して、利用契約を締結するものとする。

(利用の取扱い)

第23条 当事業所は、次の各号に該当するときは、利用を拒むことができる。

- (1) 当事業所の利用定員を超える場合
- (2) 利用申込者の居住地が、当事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) その他利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難と認められる場合

2 利用者が自ら当事業所の利用打ち切りを希望する場合は、退所届を提出するものとする。

(支援計画の作成等)

第24条 サービス管理責任者は、利用者について、就労支援継続B型事業にあっては、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題、生活介護事業にあっては、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画を作成する。

2 サービス管理責任者は、支援計画の作成に係る会議（利用者に対する各事業サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議をいう。）を開き、意見を求めるものとする。

（相談及び援助）

第25条 当事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なわなければならない。

（訓練及び生産活動）

第26条 当事業所は、訓練及び生産活動の機会の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うよう努める。

2 当事業所は、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を考慮して行うものとする。

（工賃の支払）

第27条 当事業所は、利用者に本事業の収入から事業に必要な経費を控除した額の範囲内で、工賃を支払うものとする。

2 工賃の支払基準は、別に定める。

（職場実習の実施）

第28条 当事業所は、利用者が事業計画に沿って実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努める。

2 当事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

（求職活動の支援の実施）

第29条 当事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 当事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

（職場定着のための支援の実施）

第30条 当事業所は、利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

（送迎）

第31条 当事業所は、経過的に送迎を利用している利用者のうち、継続して送迎を希望する者に対し、暫定的に送迎を実施する。

2 送迎に係る費用は実費とし、実費の額は、別に定める。

（健康管理等）

第32条 当事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとるものとする。

2 当事業所は、利用者の健康状況について、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

3 当事業所における健康管理計画は、次のとおりとする。

（1）内科検診 年1回

(2) その他必要な検診 年1回

(緊急時等における対応方法)

第33条 当事業所は、本事業の提供により中毒その他の疾病、傷害、あるいは死亡等の事故が発生したときは、速やかに管理者に報告・連絡するとともに、あらかじめ定めた対応方法に基づき、保護者及び関係行政機関に報告・連絡しなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡が困難な場合には、協力病院など医療機関への緊急搬送措置等を講じるものとする。

(非常災害対策)

第34条 事業所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、防災計画その他必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図るものとする。

2 当事業所は、気象警報が発令されたときは、あらかじめ定めた対応方法に従い、臨時休業等の措置をとることができる。

(利用者に関する市町村への通知)

第35条 当事業所は、本事業を受けている利用者が、偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の関係市町村へ通知するものとする。

(主たる対象とする障害の種類)

第36条 当事業所が、利用者に提供する本事業の主たる対象とする障害種別は次の通りとし、障害福祉サービス受給者証を受けている方とする。

- (1) 知的障害
- (2) 身体障害
- (3) 精神障害
- (4) 難病等対象者

(虐待の防止のための措置)

第37条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 虐待の防止の対策を検討する委員会の定期的な開催、およびその結果の従業者への周知徹底
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 成年後見制度の利用支援
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の選定

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第38条 事業者は、多機能型事業（就労継続B型・生活介護）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動

- を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

（職員の研修）

第39条 当事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

（秘密保持等）

第40条 職員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用通知書に明記する。
- 3 当事業所が他の障害福祉サービス事業者若しくは関係諸機関に対して利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得なければならない。

（苦情解決）

第41条 当事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、利用者等に周知するものとする。

（支給決定障害者から受領する費用及びその額）

第42条 本事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当するときは、その1割の額とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

- 2 前項について、法定代理受領を行わない場合には、利用者から、厚生労働大臣が定める基準額の支払いを受けるものとする。

（利用者に求めることができる金銭の支払の範囲）

第43条 当事業所は、本事業において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を、利用者から受けるものとする。

- (1) 日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

（業務継続計画の策定等）

第44条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する多機能型事業（就労継続B型・生活介護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

期的に実施するものとする。

- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第45条 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他)

第44条 事業所は、適切な多機能型事業(就労継続B型・生活介護)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は当事業所が別に定める。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年5月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。